

第 167 回定時株主総会
議決権行使結果のご報告

株式会社 電通

1 【提出理由】

2016年3月30日に開催された当社第167回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2 【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2016年3月30日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

イ) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金40円 総額11,405,562,440円

ロ) 効力発生日

2016年3月31日

第2号議案 定款一部変更の件

監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行、重要な業務執行の決定を取締役に委任できるようにすること、取締役会が剰余金の配当等の配当を決定できるようにすることおよび定款所定の目的の追加にかかる所要の変更を行うために、定款の一部変更を行うものであります。

第3号議案 監査等委員でない取締役5名選任の件

監査等委員でない取締役として、石井直、中本祥一、高田佳夫、ティモシー・アンドレーおよび松島訓弘の各氏を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役として、加藤健一、遠山敦子、長谷川俊明および古賀健太郎の各氏を選任するものであります。

第5号議案 監査等委員でない取締役報酬の件

監査等委員でない取締役の報酬の支給限度額を、総額で12億円とするものであります。

第6号議案 監査等委員である取締役報酬の件

監査等委員である取締役の報酬の支給限度額を、総額で1億5,000万円とするものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示にかかる議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個数)	反対 (個数)	棄権 (個数)	決議の結果	
				賛成比率(%)	可否
第1号議案	2,277,495	673	1,382	97.23%	可決
第2号議案	1,929,867	348,381	1,300	82.39%	可決
第3号議案					
石井直	2,261,745	16,500	1,300	96.56%	可決
中本祥一	2,269,481	8,765	1,300	96.89%	可決
高田佳夫	2,269,564	8,682	1,300	96.89%	可決
ティモシー・アンドレー	2,269,268	8,978	1,300	96.88%	可決
松島訓弘	2,269,443	8,803	1,300	96.88%	可決
第4号議案					
加藤健一	2,218,336	59,904	1,300	94.70%	可決
遠山敦子	1,769,335	508,910	1,300	75.53%	可決
長谷川俊明	2,273,073	5,173	1,300	97.04%	可決
古賀健太郎	2,273,090	5,156	1,300	97.04%	可決
第5号議案	2,270,029	6,413	3,108	96.91%	可決
第6号議案	2,271,676	6,499	1,375	96.98%	可決

(注) 1 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。

第1号議案、第5号議案および第6号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。

第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した議決権を行使することができる株主の議決権の3分の2以上の賛成です。

第3号議案および第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(注) 2 賛成比率は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の数(事前行使分および当日出席分(途中退場した株主の議決権の数を含む))に対する、事前行使分および当日出席の株主のうち各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権の数は集計しておりません。